

え 畜 農 発 第 823 号
令 和 6 年 12 月 27 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

えびの市長 村岡 隆明

市町村名 (市町村コード)	えびの市 (452092)
地域名 (地域内農業集落名)	中内豊地区 (中内豊地区集落協定)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月10日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・当地区の現状としては、基盤整備が完了しており、農道・水路の管理を集落協定の構成員一体となって行っている。一部水路の整備が進んでいない箇所がある。
- ・当地区的へ農業者の平均年齢は70歳を超えており、共同活動の負担や後継者確保が課題である。
- ・山林に囲まれており、鹿や猪による農産物への被害が深刻化している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・担い手を設定して、農地流動化をさらに推進し担い手農家への集積を図る。
- ・獣害対策として、補助事業等を活用しながら防護柵の設置を計画的に進めていく。
- ・管理が困難となった農用地が発生した場合は、農業法人等に支援してもらう体制を維持する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	21.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	21.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針

当地区内の担い手に集積を図ることを基本に、規模縮小意向や後継者不在の農地所有者に対しては、農地中間管理事業を活用し、地区内の担い手等へ集積・集約化を進めていく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

将来の担い手への経営農地の集約化を目指すため、農業をリタイヤ・経営転換する者は、原則として農地をすべて機構に貸し付けていく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

今後も農道・水路の管理を集落協定構成員一体となって取り組んでいく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

市やJA等と連携を維持し、営農意欲のある就農者や後継者の育成・確保を図りながら、当地区の農地を守っていく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

集落協定参加者にJAも含まれており、今後も連携しながら農地の保全に努める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鹿や猪による農作物への被害が深刻化していることから、補助事業等を活用しながら計画的に防護柵の設置を進めていく。

⑦農道・水路の維持管理を今後も協力して取り組む。